



鳥取県公報

平成29年11月30日（木）
号外第 9 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則（48）（統計課）	3
	国営土地改良事業特別徴収金徴収条例施行規則の一部を改正する規則 （49）（農地・水保全課）	5

==== 公布された規則のあらまし =====

◇鳥取県統計調査条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

定期に又は継続的に実施する県統計調査を見直す。

2 規則の概要

- (1) 定期に又は継続的に実施する県統計調査に企業の女性管理職登用等実態調査及び県出身学生のUターン就職等の状況調査を加える。
- (2) 定期に又は継続的に実施する県統計調査から小学生のスポーツ活動に関する実態調査を除く。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇国営土地改良事業特別徴収金徴収条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

土地改良法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 特別徴収金徴収限度額等の通知について定めた規定中引用する土地改良法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第48号

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(県統計調査の実施)</p> <p>第3条 条例に基づいて知事等が行う県統計調査は、定期に又は継続的に実施するものは次の表のとおりとし、それ以外のものは知事等が告示で定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画意識調査</td> <td>男女平等に関する意識、実態等について把握し、男女共同参画施策の検討に必要な基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">企業の女性管理職登用等実態調査</td> <td style="border: 2px solid black;">事業所における女性の管理職への登用の状況等を把握し、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>職場環境等実態調査</td> <td>県内事業所の職場環境に関する各種制度の実態を把握し、労政福祉施策の立案に係る基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td>県出身学生のUターン就職等の状況調査</td> <td>県出身学生の就職等の状況を把握し、県内出身学生の県内企業への就職支援施策を検討するために必要な基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査</td> <td>県民の運動及びスポーツ活動の現状を総合的</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	略		男女共同参画意識調査	男女平等に関する意識、実態等について把握し、男女共同参画施策の検討に必要な基礎資料を得ること。	企業の女性管理職登用等実態調査	事業所における女性の管理職への登用の状況等を把握し、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。	略		職場環境等実態調査	県内事業所の職場環境に関する各種制度の実態を把握し、労政福祉施策の立案に係る基礎資料を得ること。	県出身学生のUターン就職等の状況調査	県出身学生の就職等の状況を把握し、県内出身学生の県内企業への就職支援施策を検討するために必要な基礎資料を得ること。	略		県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査	県民の運動及びスポーツ活動の現状を総合的	<p>(県統計調査の実施)</p> <p>第3条 条例に基づいて知事等が行う県統計調査は、定期に又は継続的に実施するものは次の表のとおりとし、それ以外のものは知事等が告示で定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画意識調査</td> <td>男女平等に関する意識、実態等について把握し、男女共同参画施策の検討に必要な基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>職場環境等実態調査</td> <td>県内事業所の職場環境に関する各種制度の実態を把握し、労政福祉施策の立案に係る基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査</td> <td>県民の運動及びスポーツ活動の現状を総合的</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	略		男女共同参画意識調査	男女平等に関する意識、実態等について把握し、男女共同参画施策の検討に必要な基礎資料を得ること。	略		職場環境等実態調査	県内事業所の職場環境に関する各種制度の実態を把握し、労政福祉施策の立案に係る基礎資料を得ること。	略		県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査	県民の運動及びスポーツ活動の現状を総合的
名称	目的																																
略																																	
男女共同参画意識調査	男女平等に関する意識、実態等について把握し、男女共同参画施策の検討に必要な基礎資料を得ること。																																
企業の女性管理職登用等実態調査	事業所における女性の管理職への登用の状況等を把握し、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。																																
略																																	
職場環境等実態調査	県内事業所の職場環境に関する各種制度の実態を把握し、労政福祉施策の立案に係る基礎資料を得ること。																																
県出身学生のUターン就職等の状況調査	県出身学生の就職等の状況を把握し、県内出身学生の県内企業への就職支援施策を検討するために必要な基礎資料を得ること。																																
略																																	
県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査	県民の運動及びスポーツ活動の現状を総合的																																
名称	目的																																
略																																	
男女共同参画意識調査	男女平等に関する意識、実態等について把握し、男女共同参画施策の検討に必要な基礎資料を得ること。																																
略																																	
職場環境等実態調査	県内事業所の職場環境に関する各種制度の実態を把握し、労政福祉施策の立案に係る基礎資料を得ること。																																
略																																	
県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査	県民の運動及びスポーツ活動の現状を総合的																																

	に把握し、生涯スポーツの推進に必要な基礎資料を得ること。		に把握し、生涯スポーツの推進に必要な基礎資料を得ること。
<p>2・3 略</p> <p>4 知事等は、第1項の表に掲げる県統計調査のうち次の各号に掲げるものを行う場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるときには、質問することにより行う方法を併用するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取県に関するイメージ調査、人権意識調査、<u>製造業流通調査、男女共同参画意識調査、企業の女性管理職登用等実態調査</u>、<u>外国人住民統計調査、観光地点別入込客延べ人数調査、国籍別外国人観光地入込み・宿泊施設宿泊者数調査、産業廃棄物実態調査、職場環境等実態調査、県出身学生のUターン就職等の状況調査</u>及び県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査 前項第2号に掲げる方法</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 子どもたちの生活習慣等に関するアンケート調査、携帯電話アンケート調査、子どもの読書活動に関するアンケート調査及びPTA調査 前項第4号に掲げる方法</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>5 略</p>		<p>小学生のスポーツ活動に関する実態調査</p>	<p>小学生のスポーツ活動の実態を把握し、教育施策の検討に必要な基礎資料を得ること。</p>
		<p>2・3 略</p> <p>4 知事等は、第1項の表に掲げる県統計調査のうち次の各号に掲げるものを行う場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるときには、質問することにより行う方法を併用するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取県に関するイメージ調査、人権意識調査、<u>製造業流通調査、男女共同参画意識調査、外国人住民統計調査、観光地点別入込客延べ人数調査、国籍別外国人観光地入込み・宿泊施設宿泊者数調査、産業廃棄物実態調査、職場環境等実態調査</u>及び県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査 前項第2号に掲げる方法</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 子どもたちの生活習慣等に関するアンケート調査、携帯電話アンケート調査、子どもの読書活動に関するアンケート調査、<u>PTA調査及び小学生のスポーツ活動に関する実態調査</u> 前項第4号に掲げる方法</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>5 略</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第49号

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例施行規則（平成19年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別徴収金徴収限度額等の通知)</p> <p>第2条 総合事務所長（日野郡の区域に係る事務にあつては、西部総合事務所日野振興センター所長。以下同じ。）又は農林事務所長（八頭郡の区域に係る事務にあつては、東部農林事務所八頭事務所長。以下同じ。）は、条例別表に定める国営土地改良事業（以下「国営事業」という。）の工事の完了につき土地改良法（昭和24年法律第195号）<u>第113条の3第3項</u>の規定による公告（農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、当該公告。以下「公告」という。）があつたときは、次に掲げる事項その他必要な事項を、当該国営事業の施行に係る地域（以下単に「地域」という。）の全部又は一部を地区とする土地改良区並びに当該地域を所管する市町村長及び農業委員会に通知するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(特別徴収金徴収限度額等の通知)</p> <p>第2条 総合事務所長（日野郡の区域に係る事務にあつては、西部総合事務所日野振興センター所長。以下同じ。）又は農林事務所長（八頭郡の区域に係る事務にあつては、東部農林事務所八頭事務所長。以下同じ。）は、条例別表に定める国営土地改良事業（以下「国営事業」という。）の工事の完了につき土地改良法（昭和24年法律第195号）<u>第113条の2第3項</u>の規定による公告（農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、当該公告。以下「公告」という。）があつたときは、次に掲げる事項その他必要な事項を、当該国営事業の施行に係る地域（以下単に「地域」という。）の全部又は一部を地区とする土地改良区並びに当該地域を所管する市町村長及び農業委員会に通知するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。